

能勢町地方創生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）において、その効果について検証等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、能勢町地方創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する審査。
- (2) 総合戦略に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関及び団体の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長をおき、委員長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長を補佐するため委員会に副会長をおくことができる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求め、説明又は意見を聽くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、委員会において協議する事項について、調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）で定めるところにより支給するものとする。

(事務)

第9条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月24日より施行する。

(委員の数)

要綱第3条第1項に規定する委員の数は令和2年8月24日から令和4年3月31日までの間は、20名以内とする。